

きれいな水のために

浄化槽の適切な維持管理をお願いします。

◇浄化槽の役割

浄化槽とは、台所・トイレ・洗面所・風呂場など家庭から出る汚れた水をきれいにして放流する生活排水処理施設です。

◇浄化槽の維持管理

浄化槽は微生物の働きを利用して汚れた水を処理する装置ですので、微生物が活発に活動できるような環境を保つことが大切です。このために、保守点検・清掃・法定検査の実施が義務付けられています。

(1) 保守点検

浄化槽の機械の点検・調整・補修や消毒剤の補給などを行います。処理人数や処理方式により最低限の必要回数が決まっています。保守点検を行うことができるのは浄化槽管理士(国家資格)です。

(2) 清掃

浄化槽内にたまった汚泥を抜き取り、各装置や附属機器類の洗浄・掃除を行います(原則年1回)。清掃は、野木町長の許可を受けた浄化槽清掃業者が行います。

(3) 法定検査

新たに浄化槽を使用する際と年1回の定期検査があります。

- ①新たに浄化槽を使用する際には、使用開始してから3か月から8か月の間に水質検査を受けなければなりません。
- ②定期検査は、浄化槽の外観検査・水質検査・書類検査で、年1回受けなければなりません。

【維持管理の流れ】

設置後の水質検査

浄化槽の使用開始後3カ月から8カ月の間に(社)栃木県浄化槽協会が検査します。



保守点検

浄化槽法で定められた回数を定期的実施し、記録を3年間保存してください。県知事又は宇都宮市長の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託してください。



設置後の水質検査

浄化槽法で定められた回数(原則念1回)を実施し、記録を3年間保存してください。県知事又は宇都宮市長の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託してください。

※許可業者 カワベ産業(株) 【62-1987】

野木衛生社 【56-2283】



定期検査

浄化槽の維持管理が適正かどうか確認するため年1回実施します。都道府県知事の指定した業者に委託してください。栃木県内は(社)栃木県浄化槽協会です。

◇浄化槽の正しい使い方

維持管理を実施しても、使う側の心づかいが欠けていては浄化槽の性能を生かすことはできません。日頃の管理や使い方が大切です。

(1) 水の使いすぎに注意してください。

浄化槽の計画設計条件は、1人1日200L(浴槽1杯分)です。

(2) 便器の掃除に塩酸などの劇薬を使わないでください。

浄化槽内の微生物が死んだり、弱ったりします。

(3) トイレにトイレットペーパー以外の紙おむつ・衛生用品・たばこの吸殻などは絶対に流さないでください。

(4) 台所の調理くずや使用済みの油等は排水溝に流さないでください。

(5) 浄化槽の上に物を置かないでください。

(6) 浄化槽の電源を切らないでください。また、通気口や送風機の空気取入れ口はふさがらないでください。

(7) 消毒剤の補充を忘れないでください。

◇浄化槽の廃止

浄化槽の使用をやめたとき(廃止)は、30日以内に野木町長に届出をしてください。届出の様式は町生活環境課にあります。

◇浄化槽Q&A

Q. 浄化槽の維持管理は、なぜ必要なのでしょうか。

A. 下水道と同程度の汚水処理性能を持つ(合併処理)浄化槽の構造は建築基準法で定められており、正しい使い方と適正な維持管理を行えば、本来の機能を十分に発揮することができます。

しかし、使い方を誤ったり、維持管理を適切に行わないと、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生してしまうことになり、逆に生活環境を悪くする原因となってしまいます。そのため、浄化槽の維持管理(保守点検と清掃)、法定検査が浄化槽法で義務付けられています。

Q. 保守点検を頼みたいのですが。

A. 浄化槽の設置者(管理者)は定期的に保守点検を行う義務があります。保守点検の作業には技術上の基準があり、この基準を守るには専門知識や技能、経験さらには専用の器具機材が必要です。このため一般の浄化槽管理者が自ら行うことは困難なことが多いので、専門業者に委託することをおすすめします。

保守点検を頼む業者は、県知事(宇都宮市は市長)の登録を受けた浄化槽保守点検業者です。この業者の連絡先は野木町生活環境課または県浄化槽協会にお尋ねください。

町生活環境課 TEL 57-4131

県浄化槽協会 TEL 028-633-1650

Q. 保守点検業者と契約しているのに、法定検査も受けるのですか。

A. すべての浄化槽は、この法定検査を受けなければならないと、浄化槽法に規定されています。この検査には、設置後等の水質検査と定期検査があります。

毎年1回行う定期検査は、平常の保守点検・清掃が適正かどうかを判定するものです。たとえ浄化槽保守点検業者と契約していても、その目的が異なりますから指定検査機関による法定検査を受けなければなりません。

Q. 浄化槽からの臭いがひどいのですが。

A. 臭いの原因として考えられるのは、

①ブロワの異常による浄化槽の機能低下

②浄化槽の清掃不足

③マンホール蓋の密閉が不十分

などがあります。

これらへの対応は、専門知識がなければできないものもありますので、委託している浄化槽保守点検業者に連絡して適切な措置をとるようにしてください。